

●久米島町景観活動助成金(ふるさと納税基金活用事業)における手続きの流れ 規則：久米島町景観条例施行規則

要綱：久米島町景観形成助成金交付要綱

順番	提出者	内容	提出書類	様式	条文	備考
①	申請者	活動団体登録及び抹消	久米島町景観づくり活動団体登録申請書	様式第12号	規則第10条	・新規団体登録する場合
			久米島町景観づくり活動団体変更・解除申請書	様式第14号	規則第11条	・登録内容変更または解除する場合

↓ 登録済みの団体は手順②からスタート

②	申請者	助成金交付申請	景観形成活動助成金交付申請書	様式第2号	要綱第8条	・1団体につき上限20万円 ・千円未満切り捨て
---	-----	---------	----------------	-------	-------	----------------------------



団体代表者のもとに交付決定通知書が届き次第、**団体代表者は助成金請求書(様式第9号)を町へ提出**



③	申請者	実績報告	景観形成活動実績報告書	様式第7号	要綱第11条	・事業完了後30日以内又は当該年度の2月末のいずれか早い日までに提出 ※活動内容審査のため当該年度の1月末までに提出
---	-----	------	-------------	-------	--------	---



団体代表者へ助成金確定通知書を送付、**活動実績が助成金交付額に満たない場合は精算手続きあり**